



産前産後期間相当分の 国民健康保険税が 軽減されます！

～詳しくは日野市公式ホームページをご覧ください～



対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産（予定）の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

軽減の概要

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」）相当分が減額されます。

| | 3か月前 | 2か月前 | 1か月前 | 1か月後 | 2か月後 | 3か月後 |
|----|------|------|------|-----------|------|------|
| 単胎 | | | | 出産 予定日 | | |
| 多胎 | | | | 出産 予定日 | | |

・・・対象期間

※減額の対象となるのは出産する（した）国民健康保険被保険者の国民健康保険税のみです。
※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。
※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

① 産前産後期間に係る保険税軽減届出書

※届出書は保険年金課窓口にあります。お電話いただければ郵送いたします。また、日野市公式ホームページからダウンロードもできます。

② 母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの

届出方法

上記①・②を日野市役所 保険年金課へご提出ください。

※郵送での届出も可能です。

届出先

〒191-8686 日野市神明1-12-1 日野市 市民部 保険年金課 TEL/042-514-8279（直通）